# エコアクション21認証

### 群馬県中央会

## エコアクション21とは

ションを行っている事業者を、 るとともに、 みを適切に実施し、 登録する制度です。 境省が認めた第三者機関が認証 めの仕組みを構築、 ドラインに基づき、 「エコアクション21認証・ 環境省が策定したガイ 環境コミュニケー 運用、 環境への取組 環境経営のた 維持す

エコアクション21のメリット

エコアクション21の取得支援

意されています。

・登録を目指す事業者

 $\mathcal{O}$ 

各種支援事業が用

エコアクション21ガイドライン

は、『環境経営システム』、『環境

の取組み」、『環境報告』の三

環

果も期待できます。 負荷を減らすと同時に経営上 境経営に取組むことにより るエコアクション21を活用して環 す。中小企業等でも容易に取組め 組みを実施していくことが必要で 全ての主体が積極的に環境への取 ためには、事業者の方々をはじめ 持続可能な社会を実現してい の効

ことができます。

取得支援としては、

本会事業

境への取組みを総合的に進める 要素が統合されているため、

### エコアクション21への取組みの流れ

(エネルギー使用量 ごみ排出量など) 環境負荷 把握し、把握した環境負荷の削減のための目標など を立てる (Plan)

- **2** ①で立てた目標達成のための取組みをする(**D**o)
- ②で行った取組みの結果を取りまとめて評価(Check) 3
- -③の取組みを「環境活動レポート」

※審査を受けるには、環境活動レポートが必要となります。

認証 ことができます。 審査の際に、エコアクション21 方々に対し、 審査人から指導・助言を受ける 信頼性が向上します。 により、取引先や消費者等からの

定されています。 クション21地域事務局」として認 録及び普及促進等を行う「エコア ション21に係る事業者の認証・登 本会は、 地域におけるエコアク

環境関連における取引条件に対 や生産性・歩留り向上、目標管 理の徹底等、経営面の効果もあ 環境面だけではなく、経費削減 入札参加資格 ※詳細については、 り)、また、市町村における助成 よる補助事業(詳細は下記のとお 群馬県との共催事業や、 度等があります。 でお問い合わせください 本会開発課ま 環境省に

応できることや、

げることができます。

多くの金融機関で低利融資制 きる場合があります。 審査での加点を受けることがで 境省エコアクション 通称:Eco-CR-P

) 〇゚削減プログラム補助言

21

第三者機関の認証・登録を受ける

が設けられています。

ことで、社会的な信頼を得ること

ができます。また、環境活動レポー

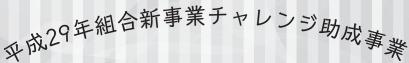
トを作成し、外部に公表すること

CO<sup>2</sup>削減活動とコスト改善等に 簡素な環境経営システムであり、 が策定した環境マネジメントシス グラムです。 よって、経営力の強化を図るプロ スにした、CO゚削減に特化した テム「エコアクション21」をベー Eco-CR-Pとは、 環境省

果を「見える化」し、環境保全と 削減の改善効果や、 緒に、環境省の策定した5つの手 事業発展の両立を目指します。 順によって取組みを進め、 派遣される環境経営の専門家と一 参加する中小企業者は、 環境活動の結 C O 2 無料で

※平成30年2月28日までにエコア ◎平成29年6月1日募集開始 ◎詳細・お申込み等につきまして 行った場合は、環境マネジメン の一部補てんが受けられます。 トシステム構築に係る業務費用 同年10月31日までに現地審査を クション21登録審査を申し込み、 しをご参照ください。 本会開発課または左記UR

http://www.ea21.jp/eco-crip/index.htm



### 助成金のお知らせ

がんばる組合、応援します。

### 助 成 額

上限15万円(定額助成)

### 助成対象者

本会会員たる中小企業組合

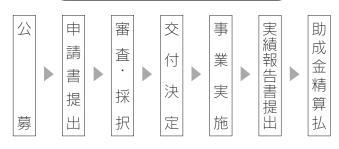
### 公募期間

平成29年6月15日~ 平成29年7月14日(消印有効)

### 事業期間

交付決定日~ 平成30年2月28日

### 助成事業の流れ



### 対象事業

- ①新製品(新技術を含む)の研究開発
- ②新分野進出に向けた各種調査・事例研究(先進地視察を含む)
- ③新たな販路の開拓(共同広告又は宣伝、展示会等の開催)
- ※新規事業が対象であるため、既存事業は対象外 ※講習会・研修会の開催のみを目的とする事業
- ※調音云・研修云の開催のみを日 は、補助対象外

### 対象経費

専門家謝金、専門家旅費、原材料費、印刷製本費、 通信運搬費、広告料、委託料、使用料(車借上 料を含む)、賃借料(出展料を含む)、消耗品費、 雑役務費



※審査は本会にて行います。

※申請書等は本会HP掲載の助成金交付規程をご確認 ください。

お問合せ

群馬県中小企業団体中央会 指導部 振興課 〒 371-0026 群馬県前橋市大手町 3-3-1 (群馬県中小企業会館内)

TEL 027-232-4123 FAX 027-234-2266